



# 熊本県公報

号外 第30号

平成23年10月14日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 条 例

○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	2
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	3
○熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例	(〃)	4
○熊本県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例	(障がい者支援課)	4
○水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例	(環境保全課)	4
○風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	5
○熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例	(港湾課)	5
○熊本県立学校条例の一部を改正する条例	(高校教育課)	5
○熊本県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例	(〃)	6
○熊本県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例	(体育保健課)	6

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇ 熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 新たに次の手数料を設けることとした。
  - サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請手数料 23,000円ほか  
150,000円
  - 特定保険業認可申請手数料
- 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録手数料を廃止することとした。
- その他規定を整理することとした。(第4条関係)
- この条例中1(1)、2及び3の規定は平成23年10月20日から、1(2)及び5の規定は公布の日から起算して10日を経過した日から施行することとした。
- 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部改正  
この条例による手数料の新設に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整備することとした。(附則第2項関係)

#### ◇ 熊本県税条例の一部を改正する条例

- 税の不申告に関する過料の上限額を3万円から10万円に引き上げることとした。  
(第24条、第48条、第57条、第107条、第116条、第129条、第150条関係)
- 不申告に関する過料の対象税目に県たばこ税及び自動車取得税を追加することとした。  
(第66条の3、第89条の2関係)
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成25年3月31日までの間に取得された一定の要件を満たす新築のサービス付き高齢者向け住宅について、新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を適用することとした。(附則第7条の2関係)
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成25年3月31日までの間に取得した土地の上に、一定の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅が新築された場合について、新築住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の税額の減額措置を適用することとした。(附則第8条関係)
- その他規定を整備することとした。(第59条、第66条の2関係)
- この条例は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行することとした。
  - 5の規定 公布の日
  - 3及び4の規定 平成23年10月20日
  - 1及び2の規定並びに7の規定 この条例の公布の日から起算して2月を経過した日
- 6(3)の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。(附則第2項関係)

**◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例**

- 1 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)の一部改正に伴い、関係規定を整理することとした。(第4条の12関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

**◇熊本県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例**

- 1 障害者基本法(昭和45年法律第84号)の一部改正に伴い、関係規定を整理することとした。(第1条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

**◇水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例**

- 1 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成14年法律第120号)の一部改正に伴い、関係規定を整理することとした。(別表第1関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

**◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例**

- 1 風致地区内において許可を受けることを要しない行為等に係る規定を整備することとした。(第2条第2項、第3条関係)
- 2 風致地区内における行為について許可を受けることを要しない機関として定めている「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改めることとした。(第2条第3項関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

**◇熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例**

- 1 港湾法(昭和25年法律第218号)の一部改正に伴い、関係規定を整理することとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

**◇熊本県立学校条例の一部を改正する条例**

- 1 県立高等学校再編整備等基本計画の実施に伴い、熊本県立水俣高等学校及び熊本県立水俣工業高等学校を廃止し、熊本県立水俣高等学校を新設することとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例による改正前の熊本県立学校条例第2条に規定する熊本県立水俣高等学校及び熊本県立水俣工業高等学校は、この条例による改正後の熊本県立学校条例第2条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間、存続することとした。(附則第2項関係)

**◇熊本県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例**

- 1 基金の名称を熊本県高校生等修学等支援基金とすることとした。(題名、第1条関係)
- 2 基金の設置目的に東日本大震災による被害を受け、経済的理由により修学等が困難な児童、生徒の教育の機会の確保を追加することとした。(第1条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

**◇熊本県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例**

- 1 審議会の名称を「熊本県スポーツ振興審議会」から「熊本県スポーツ推進審議会」に改めることとした。(題名、第1条関係)
- 2 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条に規定する審議会その他の合議制の機関として、熊本県スポーツ推進審議会を置くこととした。(第1条関係)
- 3 審議会の所掌事務に関する規定を整備することとした。(第2条関係)
- 4 審議会の委員の任期に関する規定を整備することとした。(第3条関係)
- 5 その他規定を整理することとした。(第6条関係)
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。

**条 例**

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県条例第38号**

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第623号の4を次のように改める。

(623)の4 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録（同条第2項の規定に基づく登録の更新を含む。）の申請に対する審査

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請手数料 サービス付き高齢者向け住宅の戸数の区分に応じ、次に掲げる額

ア 10戸以下の場合 23,000円

イ 10戸を超える場合 23,000円に10戸を超える戸数が10戸に達するまでごとに4,000円を加算した額

第2条第1項第623号の30の次に次の1号を加える。

(623)の31 保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条第1項の規定に基づく特定保険業の認可の申請に対する審査

特定保険業認可申請手数料 150,000円

第4条第17項中「第17条第1項」を「第28条第1項」に改める。

#### 附 則

1 この条例中第2条第1項第623号の4及び第4条第17項の改正規定は平成23年10月20日から、第2条第1項第623号の30の次に1号を加える改正規定及び次項の規定は公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

2 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。  
別表第1手数料の項第564号の29の次に次の1号を加える。

| | 564の29の2 特定保険業認可申請手数料 |

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

#### 熊本県条例第39号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第24条、第48条及び第57条中「3万円」を「10万円」に改める。

第59条第1項中「第39条の2の4第1項各号」を「第39条の2の3第1項各号」に改める。

第66条の2第1項中「申告した税金」を「申告書により納付すべき税額」に改め、同条第2項中「準じて、」の次に「申告書を」を加え、「申告し」を「提出し」に改める。

第66条の3を次のように改める。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第66条の3 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて前条第1項から第3項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第89条の次に次の1条を加える。

（自動車取得税に係る不申告に関する過料）

第89条の2 自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第1項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第107条及び第116条中「3万円」を「10万円」に改める。

第129条中「の規定によって」を「において」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第150条中「3万円」を「10万円」に改める。

附則第7条の2を附則第7条の3とし、附則第7条の次に次の1条を加える。

（サービス付き高齢者向け住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第7条の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第19項に規定するものの新築を平成25年3月31日までにした場合における第52条第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第19項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16各号に規定するものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に規定するものにつき1,200万円）」とあるのは「当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第20項に規定するものにつき1,200万円」とする。

附則第8条を次のように改める。

(サービス付き高齢者向け住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)  
**第8条 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第9条の3第1項に規定するものの用に供する土地の取得を平成25年3月31日までにした場合における第59条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅(施行令第39条の2の4第1項各号に規定する住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。)1戸について(共同住宅等にあっては、居住の用に供するため独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するものについて)」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第7条第19項に規定するもの(以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するため独立的に区画された一の部分で施行令附則第9条の3第2項に規定するものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。**

**附 則**

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第59条第1項及び第66条の2の改正規定 公布の日
  - (2) 附則第7条の2を附則第7条の3とし、附則第7条の次に1条を加える改正規定及び附則第8条の改正規定 平成23年10月20日
  - (3) 第24条、第48条、第57条及び第66条の3の改正規定、第89条の次に1条を加える改正規定、第107条、第116条、第129条及び第150条の改正規定並びに次項の規定 公布の日から起算して2月を経過した日
- 2 前項第3号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。**

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県条例第40号****熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例**

熊本県税特別措置条例(昭和39年熊本県条例第5号)の一部を次のように改正する。  
**第4条の12中「第9条第10項」を「第9条第11項」に改める。**

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**熊本県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。**

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県条例第41号****熊本県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例**

熊本県障害者施策推進協議会条例(昭和48年熊本県条例第15号)の一部を次のように改正する。

**第1条中「第26条第3項」を「第34条第3項」に改める。**

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。**

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県条例第42号****水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例**

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例(昭和47年熊本県条例第63号)の一部を次のように改正する。

**別表第1中「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」を「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に改める。**

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成23年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第43号**

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例  
風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、次に」を「次に」に、「あらかじめ」を「、あらかじめ」に改め、同項第7号中「たい積」を「堆積」に改め、同条第2項第7号中「面積が10平方メートル以下の」を削り、「変更で」の次に「、面積が10平方メートル以下であり、かつ」を加え、同項第10号中「へい」を「堀」に、「、その他」を「その他」に改め、同項第12号中「面積が10平方メートル以下の」を削り、「たい積で」を「堆積で、面積が10平方メートル以下であり、かつ」に改め、同項第13号イ(イ)中「工作物以外」を「もの以外」に改め、同号イ(キ)中「面積が10平方メートルを超える」を削り、「たい積で」を「堆積で、面積が10平方メートルを超える、かつ」に改め、同号ウ中「、有線放送電話業務」を削り、「有線放送業務（共同聴取業務に限る。以下）を「有線一般放送（有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号に規定する一般放送（同条第15号に規定する地上基幹放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にそれらの再放送をするものに限る。）をいう。以下このウにおいて」に、「有線放送業務の」を「有線一般放送の」に改め、同号エ中「の各号」を削り、同条第3項第3号を次のように改める。

(3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

第2条第3項第8号を次のように改める。

(8) 熊本県住宅供給公社

第3条中「の各号」を削り、「適用しない」を「、適用しない」に改め、第26号を削り、同条第27号中「（昭和25年法律第132号）による放送事業」を「第2条第2号に規定する基幹放送」に改め、同号を同条第26号とし、同条中第28号を第27号とし、第29号から第35号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第44号**

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）の一部を次のように改める。

第2条第1項中「の規定において」を「において」に、「の規定により許可」を「又は第8項の規定による同意又は届出」に改め、同条第2項中「定める施設及び」を「規定する港湾施設（）に、「国土交通大臣が認定した施設」を「港湾施設とみなされたものを含む。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第45号**

熊本県立学校条例の一部を改正する条例

熊本県立学校条例（昭和39年熊本県条例第43号）の一部を次のように改める。

第2条の表熊本県立八代東高等学校の項の次に次のように加える。

熊本県立水俣高等学校	水俣市
------------	-----

「  
第2条の表中 

熊本県立水俣高等学校	水俣市
熊本県立人吉高等学校	人吉市

 を  
」

「  

熊本県立人吉高等学校	人吉市
------------	-----

 に改める。  
」

第2条の表熊本県立水俣工業高等学校の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の熊本県立学校条例第2条に規定する熊本県立水俣高等学校及び熊本県立水俣工業高等学校は、この条例による改正後の熊本県立学校条例第2条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間、存続するものとする。

熊本県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県条例第46号**

熊本県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例

熊本県高校生修学支援基金条例（平成21年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県高校生等修学等支援基金条例

第1条中「生徒」の次に「並びに東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による被害を受け、経済的理由により修学等が困難な幼児、児童及び生徒」を加え、「熊本県高校生修学支援基金」を「熊本県高校生等修学等支援基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県条例第47号**

熊本県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

熊本県スポーツ振興審議会条例（昭和37年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県スポーツ推進審議会条例

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条に規定する審議会その他の合議制の機関として、熊本県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、法第10条第1項の規定により教育委員会が定める熊本県におけるスポーツの推進に関する計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

第6条中「熊本県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。